

体外受精卵の利用による黒毛和種の生産促進対策事業実施要領
(令和3年度)

1. 趣 旨

体外受精卵(以下 IVF という)利用による黒毛和種の生産振興は、乳用雌及び交雑雌の積極活用と IVF 移植技術習得による受胎率向上が重要な課題となっている。ついで、本要領に基づき移植技術研修会・移植技術現地指導並びに移植促進対策等を講じ、本事業の促進を図るものとする。

2. 機能分担

一般財団法人畜産ニューテック協会(以下財団と云う)は、一般社団法人家畜改良事業団(以下事業団と云う)と次の機能分担により本事業を推進する。

(1) 事業団

- ① IVF の委託生産と安定供給の実施。
- ② 生産団地に対する IVF の移植技術指導・研修会等。

(2) 財団

- ① 事業団との協議による生産団地の指定。
- ② 事業団に対する IVF の生産委託と生産団地への供給。
- ③ 生産振興を図るための推進対策の実施。
- ④ 生産技術に関する研修会並びに移植技術の現地指導の実施。
- ⑤ 生産・経営管理・流通及び関連情報等に関する研修会等の実施。

3. 事業推進具体策

財団は、本事業実施要領に基づき、次の具体策により事業推進を実施する。

(1) IVF 供給に関する覚書の締結

財団は、事業団、生産団地の三者による覚書を締結し、本事業を実施する。

(2) IVF の供給

財団は、予め生産団地より提出された年間利用計画書に基づく日別供給申込書により供給を実施する。その価格は事業団が定めた当該年度の末端供給価格とする。

(3) IVF の種類

種雄牛名別にその種類は、

- ① 種雄牛のみ判明卵： 性未判別、Sort90 (Y)
 - ② MGS+ (受精卵の母の父が判明) 卵： 性未判別、Sort90 (Y)
 - ③ 登記可能卵： 性未判別、Sort90 (X・Y)、LAMP 法)
 - ④ 登録可能卵： Sort90 (X)、LAMP 法
- の四種類とし、その形態は凍結または新鮮とする。

(4) 登記可能体外受精卵の取り扱い

生産団地の要望に基づき、と畜後の卵巢の活用、生体から割去した卵巢の活用及び生体からのOPU (経膈採卵) による卵子の活用の三方法による IVF を取り扱う。

(5) 移植技術現地指導及び研修会

生産団地からの「技術指導依頼書」に基づき現地指導または研修会を実施する。

(6) 乳用雌(借腹)の確保対策

借腹の安定確保を目的として、乳牛 IVFSort90SX 利用による乳用雌の生産について、生産団地の要望により実施する。

4. IVF の利用条件

生産団地は、財団から供給された IVF の利用にあたって、事業団が別に定める「和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款」を遵守しなければならない。

5. 促進対策

(1) 移植促進策の実施

供給した IVF の移植促進を図るため促進策を実施する。

(2) 事業促進対策の細則

5 の(1)の対策費の内容については細則により定める。

6. その他

この要領に定めない事項または疑義については、財団、事業団が協議し決定する。本要領による事業実施期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

以 上